

取扱注意

林業土木 積算基準

(令和7年10月20日以降適用)

令和7年12月20日 一部改定

令和7年12月26日 一部訂正

令和8年3月9日 一部訂正

令和8年4月20日 一部改定

新潟県農林水産部

第4節 林業土木工事における現場環境改善費の積算

4-1 林業土木工事における現場環境改善費の積算

1 対象となる内容

工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。

2 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等で現場環境改善の実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることが出来る。

3 積算方法

(1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。

ア 積算方法は以下のとおりとし、共通仮設費に現場環境改善費として計上するものとする。

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

ただし K：現場環境改善費（単位：円、1,000円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め）

P_i：対象額（直接工事費（工場製作にかかるもの及び処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額）

なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。

α：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切り捨て）

対 象 額：P _i		現場環境改善費率：i（％）	
		大都市、市街地	左記以外
直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費（共通仮設費対象分） ＋ 無償貸付機械等評価額	5億円以下の 場 合	$i = 45.9 \cdot P_i^{-0.175}$	$i = 32.5 \cdot P_i^{-0.202}$
	5億円を超 え る 場 合	1.73	0.71

(注)1 大都市：新潟市の市街地部が施工箇所に含まれる場合

2 市街地：市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

イ 率に計上されるものは、別表-1の内容のうち原則として計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を基本とした費用である。

また、選択にあたっては、地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

- ウ 積上げ計上分（ α ）に計上されるものは、(2)の「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び「巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でない」と判断されるものの費用とする。
- エ 経費率は現場環境改善費の各項目を1本化した全体での率である。
- オ 現場環境改善及び地域連携に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

(2) 熱中症対策・防寒対策に関する費用について

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認のうえ、積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の100%を上限とする。

また、維持工事で現場環境改善の実施が困難なもの及び効果が期待できないものとして率分での計上を対象外とした工事であっても、熱中症対策・防寒対策が必要な場合は、積み上げ計上することができるものとする。

(3) 設計変更について

率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（ P_i ）の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分（ α ）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

別表-1

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	1. 昇降設備の充実 2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実 4. 作業負荷の低減 5. 1～4の仮設備関係に県産木材を使用
現場環境改善 （営繕関係）	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の充実 3. 現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実等 5. 1～4の営繕関係に県産木材を使用
現場環境改善 （安全関係）	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策等 5. 1～4の安全関係に県産木材を使用
地 域 連 携	1. 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・運営管理等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等） 5. 1～4の地域連携に県産木材を使用

注)「県産木材の使用」は、複数の費目で実施した場合であっても、費用の対象とするのは1費目とする。

4 その他

現場環境改善費の運用については、令和8年4月10日治第74号「林業土木工事における現場環境改善費の運用の一部改定について（通知）」による。

- (15) 減価償却費
建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
- (16) 試験研究費償却
新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
- (17) 開発費償却
新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
- (18) 租税公課
不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課
- (19) 保 険 料
火災保険その他の損害保険料
- (20) 契約保証費
契約の保証に必要な費用
- (21) 雑 費
電算等経費、社内打合せ等の費用、学会及び協会活動等、諸団体会費等の費用

2 付加利益

- (1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等
- (2) 株主配当金
- (3) 役員賞与（損金算入分を除く）
- (4) 内部留保金
- (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

3 一般管理費等の算定

〔算定方法〕

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益の額の合計額とし、前払金支出割合が35%を超え40%以下及び前払金の保証なし（前払金支出割合が0%）の場合の一般管理費等の額は、次表の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。（千円単位とし、千円未満は切捨て）

なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「第2章 第3節 3-2 共通仮設費 2 算定方法(1)率計算による部分の（注3）及び(5)間接工事費等の項目別対象表」によるものとする。

〔算定式〕

一般管理費等＝工事原価×一般管理費等率（Gp）＋契約保証費

なお、前払金支出割合が35%以下の場合は、下記4により補正するものとする。

前払金支出割合が35%を超え、40%以下及び前払金の保証なし（前払金支出割合が0%）の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	25.13%	下記の算定式により算出された率	10.63%

[一般管理費等率 (Gp) の算定式]

$$Gp = -5.21826 \times \log(Cp) + 60.08343$$

ただし、Gp：一般管理費等率 (%)

Cp：工事原価 (単位：円)

Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(注) 森林整備工事並びにこれに付帯する簡易施設設置工事*であって、森林組合(新潟県森林組合連合会を含む)と随意契約を行う場合(ただし、不調随意契約を除く)は、算定方法で算出した率より5%を減じた率*とする。

※ 平成16年2月25日付け治第911号「森林整備工事の請負契約締結における細部取扱いについて(通知)」による。

4 一般管理費等率の補正

前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。

(1) 前払金支出割合の相違による補正 (補正係数)

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等の率は、次表の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を3で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。**なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。**

前払金支出割合区分	0%を超え5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

(注) 3で算定した一般管理費等率に当該補正係数に乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(2) 契約保証に係る補正 (補正率)

請負金額が300万円以上の場合、工事原価に補正率を乗じて得られた額(千円未満切り捨て)を契約保証費として一般管理費に加算して補正する。ただし、工事原価に補正率を乗じて得られた額が1,000円未満の場合は1,000円とする。

契約保証に係る一般管理費等の補正率

保証方法	保証の内容	補正率
金銭的保証	契約保証金(契約金額の10%)を求める場合	0.04%
役務的保証	公共工事履行保証証券(付保割合契約金額の30%)を求める場合	0.09%

(注) 1. 随意契約及び指名競争入札で、当初請負金額が300万円以上の工事を対象として補正する。当初設計の段階では請負金額が不明なので、契約保証費を含めない当初設計額が300万円以上の場合に契約保証費を計上する。(ただし、一般競争入札は、全工事を対象として補正する。)

2. 役務的保証は、本庁執行工事では本庁審査会が指定した工事の場合のみ適用する。

3. 複数の方法による保証、契約途中での保証方法の変更はしない。

4. 変更設計書の取扱い

① 契約保証費を計上した工事の変更請負金額が、当初請負金額の5割以上増額変更の